

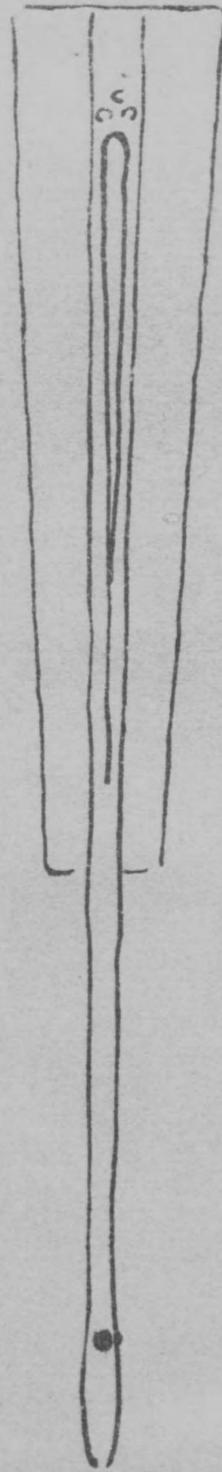
397
132



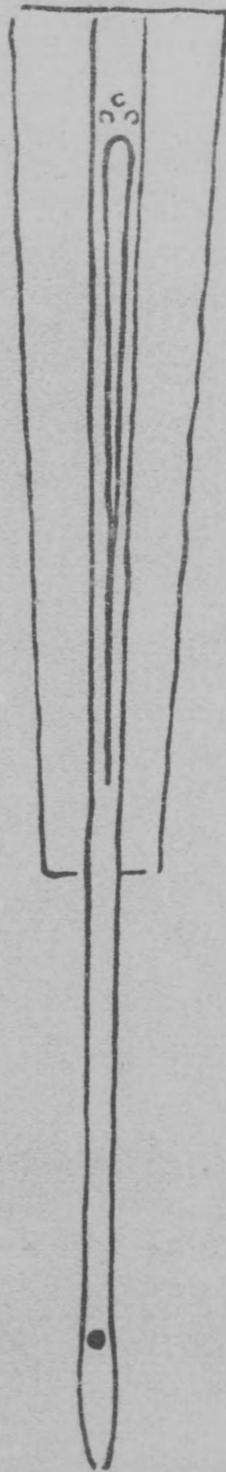
始



11-289



近代扇使



397-132



題言

我京都扇子團扇同業組合創立二十周年紀念の一として、扇子に關する近代の沿革を記述し江湖の參考に資せんと欲し、之が編纂を村上文芽氏に托したるは實に二月十一日なりき、氏は操觚繁忙の境に在るも快く之を肯諾して直に材料の蒐集に着手し本篇を脱稿せるは廿日にして其間僅に旬日に過ぎざるなり、而も之を閲するに扇子業の濫觴の我京都に在るを宣明し筆路一轉中古扇業の狀態に及び進んで幕末より今日に至る迄の扇子及扇商組合の活動、内容、組織を記述するに大小粗密洵に宜しきに適す、蓋し氏が這種編に獨述特の才能を有せるにあらずんばあらざるなり、余輩曷ぞ其勞を多とせざらん



大正十年二月二十日

京都扇子團扇同業組合

組長 石角喜三郎

表紙

十橋扇二本を配したるは二十周年の意、
文字は葉匠山本芳之助筆

目次

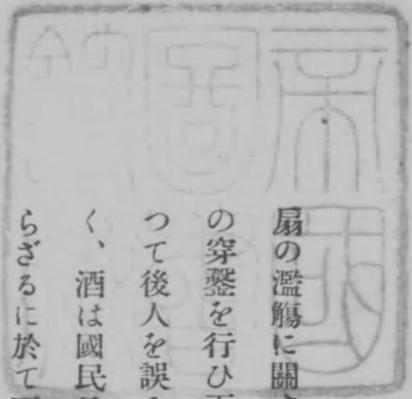
第一篇	發端	一
第一節	支那の書籍に現はれたる扇	一
第二節	扇面古寫經と御影堂の祖扇	二
第二篇	中古と近代	七
第一節	御影堂と六角	七
第二節	献上、恤兵及御詠	一二
第三節	博覽會、競技會	一三
第四節	繪畫と圖案	一五
第五節	内地扇の變遷	一九
第六節	貿易扇の今昔	二二
第七節	戦後經營策協議	二六
第八節	金泥特許審決	二九

第九節	伊國輸入解禁	三二
第十節	實業調査	三四
第十一節	京都扇子商親睦會	三七
第十二節	仁風會	三八
第十三節	功勞者表彰	四〇
第十四節	店員表彰	四三
第三篇	組合	四三
第一節	京都内外扇商組	四三
第二節	京都扇子商組合	四七
第三節	京都扇子團扇商工業組合	四八
第四節	京都扇子團扇同業組合	五一
附組合員名簿		七五

近代扇史

第一篇 發端

第一節 支那の書籍に現はれたる扇



扇の濫觴に關する説論古來區々にして其何れをも信ずる能はず、蓋し斯る物品の上に一々濫觴の穿鑿を行ひ而して遂に牽強附會に歸するは好事家の常套なり甲作り乙傳へ丙之を信するに従つて後人を誤る罪多き業なり、例之は飯は國民の常食なりされど其の起原の定かならざるが如く、酒は國民日常の飲料なりされど誰が之を創製したるかの確なかざるが如し、濫觴の確かならざるに於て而も之を知らんと欲して知る能はざるに於て却て其物自体の貴重なる所以存す、只夫れ文字に現はれたる處より逆まに推測して扇は畢竟我國に於て作られたるもの、如く想はるゝは一も二も漢土、西洋に學べる中に在て誠に心強き事と謂はざるべからず、其我國にて創製せりとの事を推すべきは裝束集成卷三の圖海見聞志を引けるに、

高麗人、每至中國、或用摺疊扇、其扇用鸚青紙爲之、上畫本國豪貴、雜以婦人鞍馬蓮荷、

花卉水禽之類、以銀泥爲雲氣、用色之狀極可愛、謂之倭扇、本出於倭國也

とあり癸事雜識を引いて

倭扇用倭紙爲之、以彫木爲骨、作金銀花草爲鈔

とあり尙皇朝類苑の

熙寧未余遊相國寺、見賣日本國扇者、琴漆柄以鴨青紙、如餅撲爲旋風扇、淡粉畫平遠山水薄傳五彩、近岸爲寒蘆衰蓼鷗鷺竝立、景物比八九月間、艤小舟漁人披簑釣、其上天末隱々有微雲飛鳥之狀、意思深遠筆勢精妙中國善畫者或不能也、索價絶高余時若貧無以還之每以爲恨、其後再訪都市不復有矣

とあり、熙寧は宗神宗の年號にして十年間繼續し我紀元千七百二十八年より三十七年に亘る以て此時代既に紙張の扇子ありて宋國に輸して尊重されたるを知るべきも、更に其以前に溯りては遂に之を知るに由なし、此時代の扇は今日の如く一般に使用さるゝ事なく而して板扇の扇子に進む過渡期にして癸事雜識に金銀の花草を作りて鈔と爲すといへるは裝飾に檜扇の面影を存せるを証すべからずや

第二節

扇面古寫證と御影堂の祖扇

皇朝類苑、圖海見聞志、癸事雜識に記述せる扇の實物は素より之を徵するに由なるも、之に依て畧類推さるゝは扇面古寫經と、御影堂の祖扇となり、扇面古寫經は今日大阪四天王寺、東京帝室博物館、大和法隆寺及個人の家に分藏さるゝも元は四天王寺所藏なりしもの、散佚したるらしく、藤原時代の風俗畫を描ける地紙に妙法蓮華經を書寫して帖と爲したるものにして、寺傳には畫も書も共に聖德太子筆と稱するも素より信すべからず、而して其畫中に用ひられたる顔料紅花、群青、綠青等今尙褪色せず頗る華麗なり、此極彩色の骨描は全く木版にて摺上げ其上に彩色を施したるものなり、

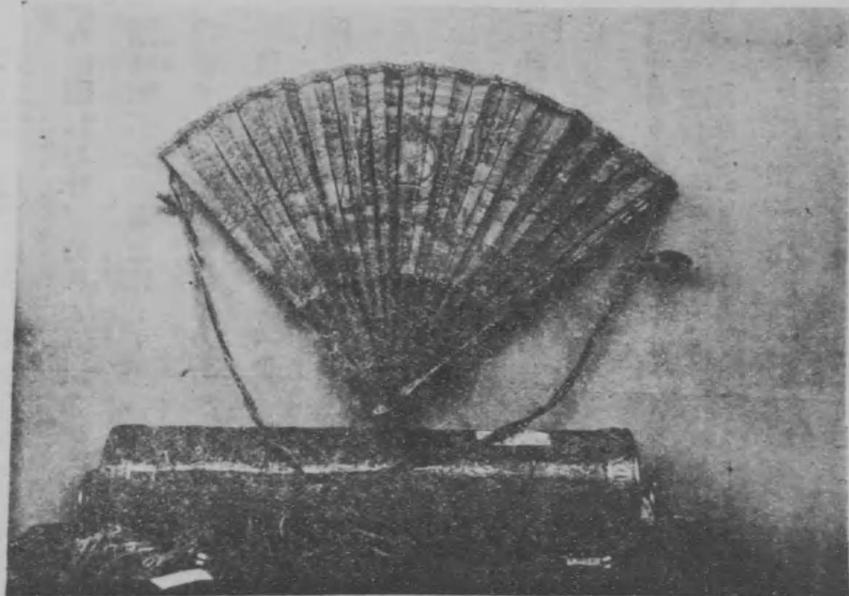
此圖に就て赤堀又治郎は

蓋し當代は天平の後を享けて佛教の興隆益甚しく深く上下の心裡に浸染し、佛寺に鉅萬の財を費し堂塔伽藍に國帑を糜して輪奐の美を極めたる法性寺鳳凰堂みな其結果にあらざるなし、殊に昇平の久しき上下恬安に忸れて華奢風を爲し花に戯れ月に酔ひ、或は佛事を營み法要を修し、現世の安樂未來の冥福を祈りて經文を讀誦し經典を書寫するを以て日課としたるが如し、されば當代の美術も亦其氣風に感化せられて繪畫の如き華美細巧を尙び賦彩は濃厚にして金銀を施すこと多く筆鋒は纖細にして精緻を極め、人物の姿態は豊滿にして温雅に其面貌

は引目鍵鼻の描法を用いて最も優美の趣を現はせり、今此經帖の繪畫の如き、即ちよく此時代の特徴を發揮せるものにして凡そ白河天皇より崇徳天皇の頃に至る間に妃媛貴紳などの祈願によりて書寫せられたるものなるべきは何人も疑を容れざるところなるべし、其經文の意義と繪畫とは毫も相關するところなきは當時かのく如き料紙ありてこれに書寫したるものなるべく、これ却て佛に淫したるの極かくの如き材料にまでも經文を書寫せる當時の風俗も想像するに足るべし

と言ひて頗る肯綮を得たり、扇面古寫經は唯地紙の儘なるも以て扇の全形と意匠とを知るべく、而して熙寧元年は後冷泉天皇治曆四年にして後三條天皇延久元年、白河天皇延久五年より承保三年を経て承暦元年に亘れる年號なれば皇朝類苑所載の日本扇も亦扇面古寫經と相似たるものなるや疑なかるべし、只其扇の實物を知るに由なきを恨む

更に降る事百餘年後鳥羽天皇建久年間（紀元千八百五十一年より八年）の製作にして全形を保つ貴重なる材料の京都御影堂に存して今に傳ふるは斯界の爲に慶賀すべき事たり、御影堂は新善光寺の別稱にして、天長年中檀林皇后の御願たり初め東洞院三本木（榎木町邊）にありしが、應永廿八年秋六條佐女牛に、大永八年新町通五條北に遷り天正十五年今の地五條通寺町西に遷



玉織姫の和扇と筒守

さる、延應年中一遍上人の徒應阿上人攝津兵庫に安置の上人自作の影像を負來りて住持せしより御影堂と稱す、

壽永四年平氏の滅亡するや平敦盛結髮の室（按察使大納言資賢の女）清照姫（俗稱玉織姫）敦盛の菩提を弔はんが爲に全寺に入り剃髮して祐寛阿闍梨に従ひ生一房如佛と稱し寺僧と共に扇を作て閑日を消す偶天皇御惱あり尼乃ち祐寛に托して己が作る處の和扇に消伏毒害陀羅尼神呪を書せしめ祈願して之を奉りたるに御惱平癒せしかば叡感斜ならず久壽扇と命じ金襴の筒守に納めて下し給ふ、久壽扇は藥扇の意なり、爾來端午の藥玉に準じ水無

月には御影堂の扇を几帳に掛けらるるを例とす、次て正嘉年中疫癘大に行はる乃ち御影堂の扇を諸人に頒たしむ、夫れより以來應仁の頃まで御影堂守扇と稱して上下に尊重されたり、その久壽扇は御影堂の重寶にして和扇ワコファンと稱す、之を見るに、長さ九寸六分、地紙五寸八分、折幅五分、竹骨中平十七本立重ねのあき六分、朱塗金梨子地、上骨は先幅三分、雉股にて二分、東にて一步半、鹿目カシメ(要)にて四分、中骨先幅二分八厘、本幅一步七厘あり、一本毎に猪の目と寶劍と、鎌足との三つを透彫とす、鹿目は金銀の二重座鹿目の木は黒色なり、さて地は花染平絹の片張にして表面金泥の密書は毘舍離城に阿彌陀三尊示現の相にして表面には金泥にて消伏毒害陀羅尼神呪を楷書し、親骨につけたる糸花は長一寸五分にして表には紅梅花大小九、裏には白梅花大小六あり、和の深縁は三分半日影の糸にて縫付け其糸の餘りに五色の糸を結添ふ、糸は三線にして左右三筋宛表は陽にして青赤黄裏は陰にして白、黒、黄色なり、長三尺あり、房は丸糸三寸あり両方を蜻蛉結にして扇墜の玉あり其地は平絹なるも色の花染なるは圖海見開志皇朝類苑の記事と一致せるより旁藤原時代の扇子の形式を見るべきなり、御影堂の扇商中清照會を起し尼を顯彰して我國扇業者の開祖とせんと企つるものある亦所以なきにあらざるなり、因に久壽扇を納めたる筒守は二重筒にして直徑二寸三分、長一尺一寸五分、赤地鳳凰唐艸牡丹の

金襴を張る之に打ちたる金物は金滅金鶴龜模様なり、筒の両端は銅製の底にして長一寸五分中央に環を付し、紅の緒を付す、緒の長三尺三寸、扇二寸八分なり

第二篇 中古と近代

第一節 御影堂と六角

蓋し御影堂は應永廿八年(紀元二千八十一年)六條佐女牛に遷りて後二十七年應仁亂(紀元二千百十七年)に兵燹に罹り、六十二年後の大永八年(紀元二千百八十八年)に新町五條北に再建し、こゝに寺僧の扇折も再興して爾來天正十五年の移轉に至りたるものなるべし、而して御影堂に於て寺僧の扇を製作する外、足利の中期に下長者町の西に城殿ヤクと稱し駒井を氏とする進物の裝飾を能くする家あり、其家にて製する扇は殊に勝れたれば世人城殿扇と稱して愛翫したり、即ち京都の扇子は下京には御影堂あり、上京には駒井ありて、以て時世の進運に伴ふ扇子の需用に應じたるべし、駒井は何時の世に亡びたるやを詳にせざるも、徳川初期に尙存したるが如く、駒井の流は上京に在りて扇業の綱を握り、御影堂は陣を山内に構へて雄を稱したるものゝ如く、從て御影堂附近に寺僧ならずして御影堂扇と稱し盛に製出して寺僧の業に影響し寺



札鑑株取紙地阪大間年政文(右)
札鑑株間仲扇シ下國諸年初保天(左)
(藏衛兵新島宮)

僧之を所司代に訴へしかば慶長十八年板倉(四郎右衛門)伊賀守は左の奉書(御影堂藏)を御影堂に與へたり

於當寺中年來扇細工被仕候處に門前の町人共致扇細工號御影堂扇商賣仕義迷惑の由從寺中理尤に候自今以後門前東西於二町之間町人扇細工仕事堅可爲停止候若背此旨輩者早速奉行所へ可被申越候急度曲事可申付候恐々謹言

慶長十八年丑八月廿五日

板倉伊賀守花押

新善光寺

寺僧は之を寫して制札を門前に建て、自家の營業を保護し以て徳川末期に及びも

し御影堂扇を潜稱するものあらば寺の東西二町に限らず、嚴重なる抗議を申込み先方より詔の一札を徴するに至りたりといふ、山州名跡志(卷二十)に

當寺の徒折扇産業とせるは一説に平敦盛室尼となつて住し是を始むると又云當寺洛北にあるとき扇師城殿が宅に近し然れば寺僧陸んで其家に往返し自ら馴學すと云

とあり後段に御影堂と城殿とを結付けたるも、城殿は足利中期以後にして、御影堂が六條佐女牛に再興の後なれば當るべからず、尙應仁以前とあるも、下長者町の西と、東洞院三本木とは頗相隔れり、此事尙考究の餘地あるべし

扇業に關して御影堂と堂外とは斯る事より軋轢の絶へざりしもの、如く、而も寺中の扇折は寶曆四年五月の申合書(御影堂藏)には

林阿彌 庭阿彌 眞阿彌 重阿彌 珠阿彌 田阿彌
持阿彌 量阿彌 寶阿彌 一阿彌 文阿彌 宣阿彌

の外留守居道清、清右衛門の十三戸なりしも、徳川末期には増して十五阿彌となりたり、されど限ある境内にして、又業系に一種の自負を有する寺中は遂に是以上に増加するを許さざりしに似たり

而して一方寺外の扇折は年と共に増加し天保末年(想定)の連名書(宮脇新兵衛藏)に依つて數ふれば住吉組三十三戸、平下し三十四戸、持用扇屋百三十七戸を數へ、彼等は業務上につき組合を設け固く一致したるは其地紙買入申合に關する左の一札(宮脇新兵衛藏)に徴すべし

一札

一市中扇屋中の内銘々共田舎地紙取扱ひ候商賣人に候然る處當五月比紙漉并に地引屋兩職不捌の趣に付右田舎地紙下方より被登候儀しばらく見合度候趣申受候に付御相談も在之候得共其節はさして入用も無之猶亦其後入用の者は無遠慮年行事方迄仰被出候は、商賣手支に不相成候様取計らい可致旨廻文御順達被下候へ共當時迄入用も無之候に付大阪表注文等も一切致不申候乍去商体之品に在之候間明日にても差掛入用之品難計其節者御願に出候砌は宜敷御願申上候萬一印料等を相拘候ては御利足にも相拘候義に付若左様之義露顯致候は、如何体に御申立被成候共一言之申分無御座候爲其調印依て如件

嘉永三年戊七月十九日

市内の扇屋は六角、三條に最も多く集りたれば御影堂に對して六角と総稱したり、前記連名書に記載せる六角三條の扇屋を數ふれば

- | | | | | |
|-----|--------|---------|--------|--------|
| 六角通 | 近江屋伊助 | 近江屋新兵衛 | 玉屋久兵衛 | 扇屋新吉 |
| | 菱屋又兵衛 | 終屋佐兵衛 | 龜屋重兵衛 | 丁字屋新兵衛 |
| | 山田屋彦兵衛 | 伊豆屋伊右衛門 | | |
| 三條通 | 龜屋清兵衛 | 伊勢屋治兵衛 | 龜屋徳兵衛 | 大和屋庄兵衛 |
| | 刀屋忠次郎 | 澤屋平兵衛 | 丸屋嘉兵衛 | 笹屋清助 |
| | 市村屋和助 | 笹屋清兵衛 | 和泉屋芳兵衛 | |

の外三條、六角上ル下ルに又數戸あり當時の仲間鑑札は將棋駒形(檜製天地四寸八分、幅下邊三寸八分、上邊三寸三分)にして表裏に檢印(文字難解)ある外年行事の黒印を捺して給付の年月の外所持者の住所姓名を記入す、而して時々之を調査して調査年號の檢印若くは墨印を押したり、鑑札料の領收証は半紙に認めたり即ち

覺

一金三分二朱也

右者田舎地紙取扱株印札爲入用儘に請取申候

萬延元年申五月八日

年行 龜屋清右衛門

近江屋新兵衛殿

斯くして仲間の結束頗る堅く以て維新に及びたり

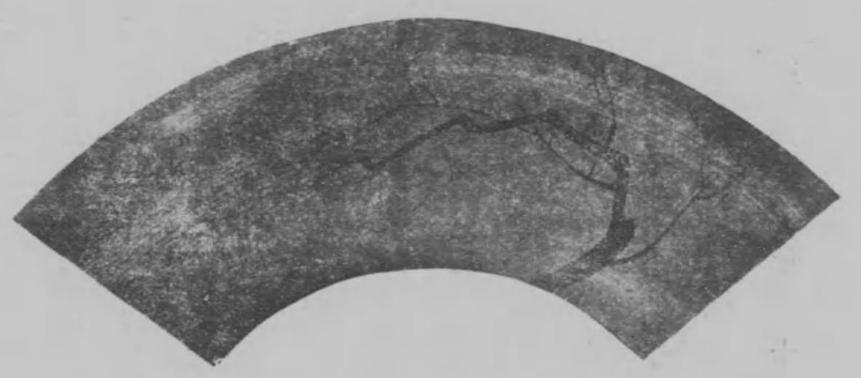
第二節 献上、恤兵及御詠

慶應四年二月明治天皇幕府親征の議あるや御影堂山内より軍扇を献上せり、軍扇は表は金雲に朱の丸、裏は黒雲に銀の丸を描き骨は鯨を用ひたり

明治廿七年明治天皇大婚廿五年祝典を挙げ給ふや我扇子團扇同業組合は銀婚に因み白地に銀泥及薄墨を以て富士に龜、鶴、松、竹、梅を描きたる扇子五本對を献上せり扇は長一尺五分、繪は岸竹堂の筆、白骨相生彫絹張銀要なり、製作は宮脇新兵衛、遠藤新兵衛之に當れり、兩回の献上皆御嘉納あらせられ宮内省より優渥なる御沙汰を蒙りたるは斯業の面目此上やある

明治廿八年二月日清戰爭將に酣にして我艦隊威海衛を封鎖せる時我組合は海軍恤兵の爲め日丸扇三千本を寄贈せり

明治三十七年五月八日の夜東京に於て行ひたる戰捷祝賀の提燈行列は空前の盛觀を極めたるが此夜常宮、周宮兩内親王には海軍省の樓上より各宮妃と共に御覽あり、國民の誠意を御感あり



銀婚式献上扇子中の梅の圖

軍令部の職員に扇子を賜はりたり。扇子には左の御歌を御親筆あらせらる

常宮昌子内親王殿下

國民のよろこび祝ふもろ聲は
みやこ大路になりひきけり

周宮房子内親王殿下

ともし火を手にたつさへて國民の
御代いはふ聲のいさましきかな

第三節 博覽會競技會

明治五年三月初めて京都に博覽會の開かるゝや扇子業者は西本願寺の陳列場中任意撰擇の特待を受けて之を能舞臺に決し同所に「第一扇商社」なる額面（吉川善兵衛揮毫）を掲げて各商店聯合の出品を爲して觀者の注意を牽

きたる以來今日に至るまで内外各地に開會の博覽會展覽會の類に扇子の出品を見ざるはなく又優賞を受けざるはなし殊に明治三十四年巴里に開會の萬國大博覽會には出品人として石角喜三郎（先代）は三月出發渡航して仔細に視察し歸途英、獨、伊諸國を巡遊し斯業の狀況を調査し九月歸朝し組合員に之が報告を爲し斯業に資したり臨時博覽會事務局は全人に渡航費補助として金五百圓を給付したり

内外の博覽會共進會に出品するの外組合は明治三十年九月十日より七日間京都御苑内博覽會場に於て京都貿易扇子工藝競技會を開き、左の十二區に別ちて出品を陳列したり

- 一區 扇面畫 二區 色引合 三區 扇面形 四區 箔押分金砂子 五區 漆押
- 六區 地紙 七區 折露 八區 骨 九區 塗師詩繪護膜判詩繪 十區 付張
- 十一區 要 十二區 參考品

出品人員二百十四名出品四千六百八十五点に達し宮崎豊次審査長と爲り審査の結果、有功一等賞護膜判詩繪永阪房次郎、扇面本田益次郎、全二等六人、三等十一人、褒狀一等廿人、二等五十人、三等六十二人を舉げ十七日全所に褒賞授與式を舉行せり

第四節 繪畫と圖案

繪畫と圖案は内地向、輸出向共に時代に依りて多少の變遷を免れず内地向にて特に注意すべきは明治初年に名所の銅版のもの、普ねく行はれたる事にして銅版は凡て清水坂の玄々堂（名を逸す）が彫刻し且之を印刷したり全人は其後大藏省に雇はれ彼の長方形の日本紙摺紙幣の原版製作に従事したり

近數年繪畫の盛行は遂に能樂五流の模様を侵して仕舞扇には普通繪畫のものをを用ふるに至らしめ、大正八年十月祇園歌妓松本さだが肉筆畫の舞扇百餘点を美術俱樂部に陳列したる時現代の大家を初め各畫家の奮ふて揮毫したる耳ならず相國寺の橋本獨山も是に参加して密畫を作りたる如き亦時代を語るものなり又輸出向には今日の名家の青年時代に於て之を描きたるもの尠からず、然るに畫家生活の安定と、扇子需用の繁多とは扇面畫を特別もの、外は印刷に借るに至らしめたり

印刷に借るに至りたる結果は圖案の懸賞募集なるもの行はれ、其第一回は明治三十二年八月一日京都貿易扇子商青年會主催懸賞輸出向扇面圖案會にして授賞者は一等賞（なし）、二等賞安田米次郎、三等橋本玉堂、徳田晴霞、四等賞四人、五等賞十六人、二十人なり、此會は同年五



明治三十三年石角商店懸賞募集圖案一案賞長澤辰助作

月岡崎町に開設の全國意匠工藝品博覽會に十二名の會員出品したるに多數宮内省御買上の榮を受けたるを以て其の記念として開會したるなり、第二回は三十八年八月石角商店の懸賞募集の輸出扇面應用圖案會にして圖題隨意、十日締切、十五日審査、廿日京都俱樂部に展觀せり其一等賞の圖案は寫眞掲載のものなり、第三回は三十八年の日出新聞社が戰役紀念扇面圖案募集にして締切は十一月十日審査は十九日を以て行ひ神阪雪佳、金子靜枝、川村文芽、谷口香嶮、高山與三吉、淺井忠、宮脇新兵衛是に當り賞金總額百圓を審査員に於て適宜案配して一等賞高田鶴洲には金參拾圓を與へたり

第四回は本組合が今回の募集にして其規定左の如のし

内外扇子團扇懸圖案募集規定

貿易部

- 一、扇面圖案 地紙はロール紙又絹
 - 一、扇骨 竹又は牛骨其他材料隨意
 - 一、應募者は從來貿易扇子に經驗ある方に限る
 - 一、應募者は出品物に其姓名を記せず適宜に包裝し之に住所姓名を記入の事
- | | | | |
|------|-----|------|----|
| 一、賞金 | 一等賞 | 金五拾圓 | 壹名 |
| | 二等賞 | 金參拾圓 | 壹名 |
| | 三等賞 | 金貳拾圓 | 貳名 |
| | 四等賞 | 金拾圓 | 貳名 |
| | 五等賞 | 金五圓 | 參名 |
- 外に別賞若干名に贈る

内地部

- 一、扇面畫題 祝儀模様

一、應募点數 隨意

一、應募用紙 當會より支給(市内何れの扇子店にもあり)

一、團扇書題及用紙点數各隨意

一、應募者は應募用紙所定の箇所に住所姓名を明記し(但番號は記入を要せず) 適宜の包装を施し密封せらるべし

一、賞 金 一等賞 金五拾圓 壹名

二等賞 金參拾圓 壹名

三等賞 金貳拾圓 貳名

四等賞 金拾圓 貳名

五等賞 金五圓 參名

外に別賞若干名に贈る

一、締切 三月五日

一、審査 三月十日

一、展覽 三月十三日、十四日兩日京都商業會議所(烏丸夷川上ル)に於て陳列し

一般の縦覽に供す

一、應募者は審査に付異議を申立つ事を得ず

一、出品物は返戻せず

審査員は左の通なるが結果は本書完成の日に後る、事數十日なるを以て掲記する能はず

審査長 丹羽圭介

審査員 貿易部 モスタロス(神戸駐在西班牙領事)、サケス、井上敏男

内地部 神阪雪佳、村上文芽、下村玉廣

第五節 内地扇の變遷

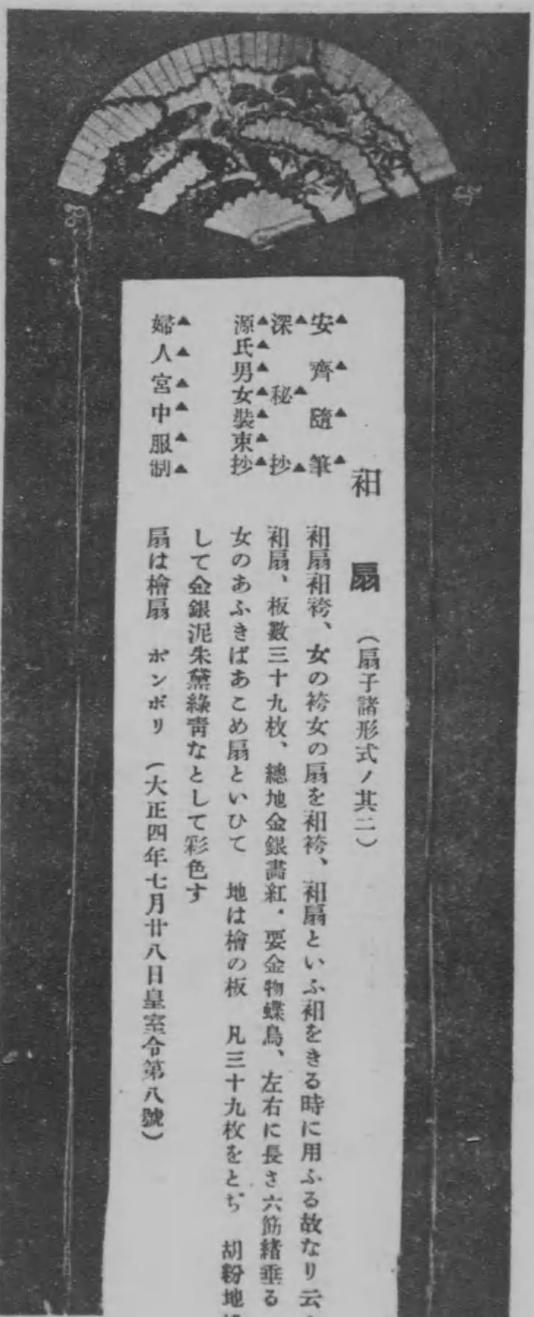
普通持用扇の種類は維新前も今もさして異なる處なきも長さは八寸を普通とせしが明治廿八年平安奠都千百年祭の時宮脇新兵衛は大極殿扇(土佐光武筆)の九寸なるを作り代價は普通五錢位なりしを一躍拾五錢のものを作りて發賣したるに人氣に投して需用許多なりしより遂に一般に寸法は九寸代價は拾五錢以上となるに至りたり、而して現今内地向普通値段は更に上りて廿五錢となり我組合大正九年の製産総額四百三十一万五千四百十五本(價格百拾八萬五千八百九拾四圓)に達したり



扇子諸形式(其二)

- 一、神官用 中啓
- 二、全上 雪洞扇
- 三、觀世流 仕舞扇
- 四、全上 素謡扇
- 五、歌場(或舞) 舞扇
- 六、書齋用(或地) 白扇
- 七、殿中形(竹) 男扇
- 八、長郎形(石上) 男扇
- 九、女持 延壽骨
- 十、全上(宮上) 象牙骨
- 十一、全上 婚儀用
- 十二、全上 洒落持
- 十三、(左)上ヨリ 子供扇

能樂五流の扇も觀世、金剛、寶生は一尺一寸、喜多、金春は一尺五分なりしも今は悉く一尺一寸と爲り、黒骨、白骨等の格式も強ちに言はず

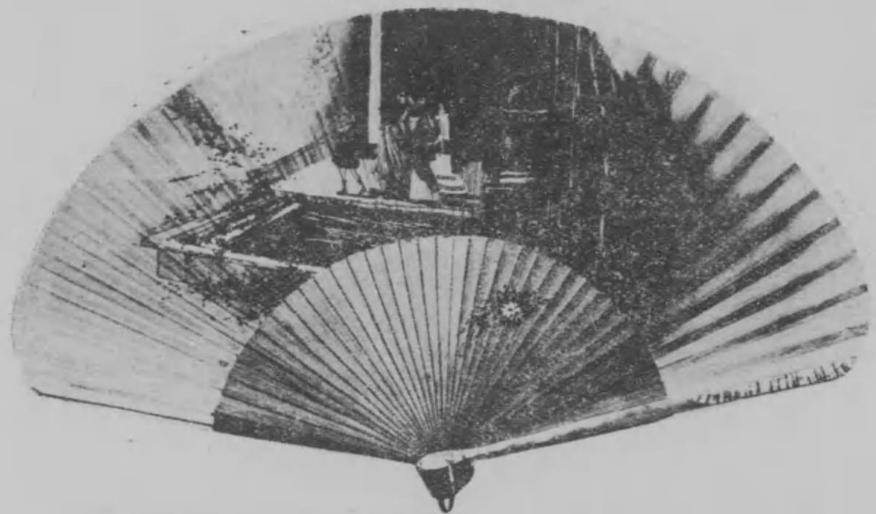


和扇 (扇子諸形式ノ其二)

安齊隨筆
深秘抄
源氏男女裝束抄
婦人宮中服制

和扇和袴、女の袴女の扇を和袴、和扇といふ和をきる時に用ふる故なり云々
和扇、板敷三十九枚、總地金銀書紅・要金物蝶鳥、左右に長さ六筋緒垂る
女のおふきばあこめ扇といひて、地は檜の板 凡三十九枚をとち 胡粉地に
して金銀泥朱黛綠青などして彩色す
扇は檜扇 ホンボリ (大正四年七月廿八日皇室令第八號)

扇袋の如き次第に贅澤となり明治廿四年頃迄は杉原製一枚三毛位を普通とせしが廿八年の品位代價の進展に伴ひ壹錢に登り大正にまして貳錢を費し、遂に今日にては拾五錢のものを用ふるに至れり

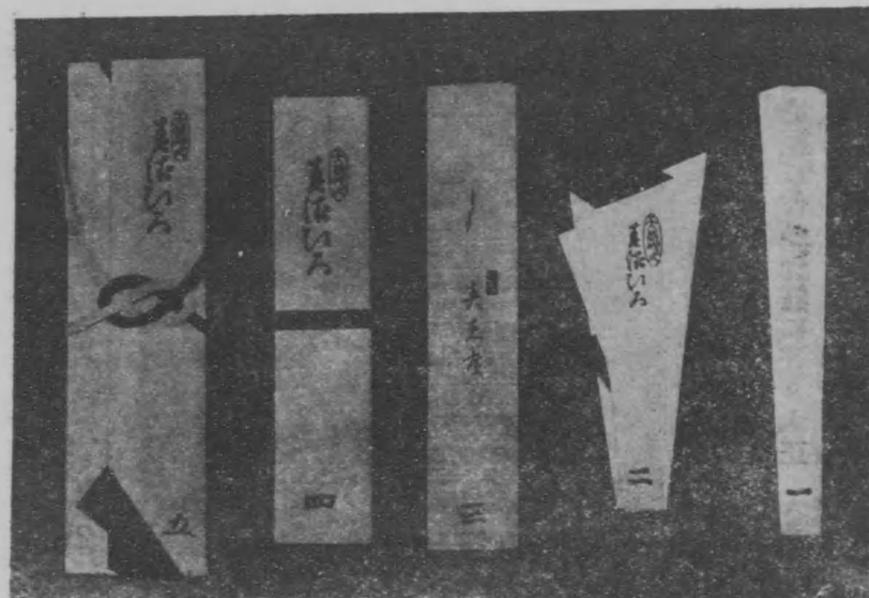


張貝親 間五十三 分六寸七 子扇向牙班西るたき行賣に盛頃年四正大



間十三 分三寸七 子扇向利太伊るたき行に盛頃年四正大

二三



袋扇の後新維

- | | | | | | |
|-------------|----------|----------|---------|-------------|-----|
| り亘に年八廿りよ年四廿 | 四 | (毛參枚一) | 迄頃年四廿治明 | 製原杉 | 一 |
| (錢貳枚一) | ふ用尙今てしに盛 | | (錢壹枚一) | るま初りよ頃年九十治明 | 二 |
| のもるふひ用に盛今現 | 五 | (毛貳風一枚一) | 引子丁 | | 同 三 |

骨の透彫も從來の拘束を離れて
近衛、鷹司、九條、二條、一條、
久我、西園寺等の諸流を初め猫
間、鎌足皆需用者の好み従ひ、
尙別に種々新規の形状、彫刻を
出せり

第六節

貿易扇の今昔

慶應の末年四條御旅町の扇商壺
谷平次郎(通稱大平)は播州へ
行商して偶兵庫の鮮屋にて全所
居留の外國人が日本の珍らしき
物を買取る由を側聞して試に兵
庫に至り亞米三即ち亞米利加三

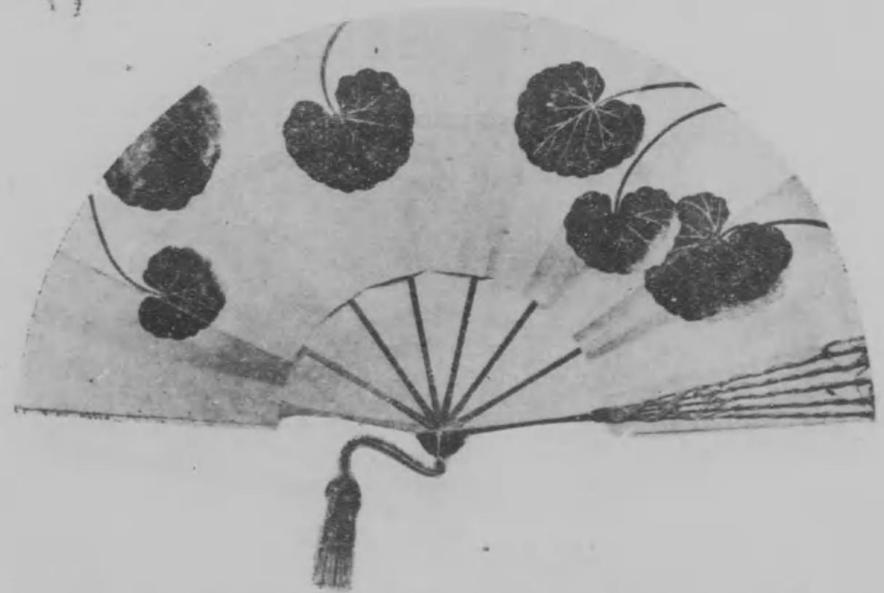
二三



骨り塗 間十三寸六 のもき好行賣に面方國佛下目



張貝親表 間五十三 分六寸七 子扇向米南るたき行賣に盛頃年六正大



間八 寸三尺一 扇ケカ糸様換冬駄るたれらせ迎歡も最てに米北頃年廿治明

番商館に示したるに大に歓迎せしかば乃ち京都に歸
波邊源兵衛
塚本儀助 其他に赤繪六寸の扇を製作せしめ多數に
 賣込たり是を我國扇子輸出の嚆矢とす、當時京阪間
 は淀川の汽船にて往復し大阪兵庫間も亦船便に依り、
 日米間飛脚の往復は半年に一回位にして行通不便を
 極めたれば見本を送りて注文を聞く迄に數月を費や
 し、當時輸出口を製作する家を唐扇屋トウセンヤと稱したり、
 爾來注文次第に隆盛となり明治十年頃には一日十何
 萬本といふもの尠からず廿五六年頃には一日廿五六
 萬本なるのを見るに至り、而して最近大正九年の總
 輸出高四百四十一萬九千八百三十八本（價格百四拾
 六萬壹千九拾六圓）の巨額に上れり
 貿易扇の形式も最初は九寸三分三十間なりしが次第
 に變遷し繪畫亦外國向のものを描きて、彩色中に錫

の露、青貝等を配する外、一時竹骨に糸をかけたる糸掛イトカケと稱するもの、盛に米國に歓迎されたる時代もあり、日露戦役後は伊、佛、英、米諸國皆日本人物、日本山水の繪あるもの専ら賣行き、爾來尙此影響を存するも獨り西班牙は彼國獨特の濃厚なる模様、複雑なる形式ありて注文の際は其圖案を送り來るを常とす

如斯貿易向は内地向と頗る趣を異にするも入洛外人の土産にとて購求するは、象牙、鼈甲骨等の純日本式扇に日本風繪畫を描けるものなり

第七節 戦後經營策協議

日露戦役の爲め我商工界の打撃を受くる事甚しく戦後經營は到處實業家の研究問題と爲り我組合中貿易扇子同盟會も亦卅八年七月十日京都俱樂部に開會の例會に提案したるに兎も角委員を撰擧して其原案を起艸する事となり、委員には坂田文助、木村宇一郎、塚本儀助、島村定次郎、渡邊源兵衛、小林八兵衛、石角豊太郎、百木安太郎、木村芳太郎の九名當撰し、委員協議の末左の印刷物を組合員に頒ちて意見の回答を求めたり

七月十日京都俱樂部ニ於ケル例會ニ提出セシ戦後經營ノ問題ハ千載一遇ノ好機我日本扇子ノ聲譽ヲ發輝スルノ會ニ遭遇セリ今ノ時ニ於テ其方法ヲ講スルハ尤適切ナル時期ナラント信ス

爰ニ先日來ノ數案ヲ列記シ各其賛同セラル、項目ニ就テ更ニ攻究セントス

第一 戦後經營ニ就テ委員ヲ撰定シ専ラ其方法ヲ研究スル事

第二 戦後經營トシテ原料若クハ使用品ニ改良ヲ施シ粗惡品ニ制裁ヲ加フル事

第三 農商務省商品陳列所ノ通知ニ基キ廣告(カタロック)ヲ發行シ直輸出方法ヲ講スル事

第四 此際歐米視察員ヲ派遣スル初歩トシテ支那朝鮮ノ視察ヲナス事

從來支那ハ南京向ト稱シ相應ノ注文アリシヲ競争ノ爲メ中止セシモ近來戦勝ノ結果大ニ有望ノ徵候ヲ顯ハセリ爰ニ団体トシテ信用ヲ得レハ競争ノ憂ナク充分發達ノ見込アルモノト信ス

第五 各自營ヲ廢シ合同スル事

此計畫ハ尤重大ニシテ其組織方法ノ如何ニヨリ賛否ノ頒ル、所唯大体上ニ賛成ノ方ハ更ニ會合研究スル事

第六 従前ノ儘ニテ放任主義

以上六項目ノ外會員ニ於テ必要ト認メラル、案件アレバ御申出有之度候

右各條項ハ會員全体上ニ付テノ輿論ヲ求ムル儀ニ付凡ソニ付賛成アリシ上ハ更ニ方法細則ヲ

研究スルモノトス

各自賛成ノ欄へ認印ヲ願候

- 第一
- 第二
- 第三
- 第四
- 第五
- 第六

明治三十八年七月廿一日

京都貿易扇子同盟會事務所

斯くて九月十日京都俱樂部に之が報告會を開きたるが各問題に就ては結局不得要領にして各委員は辞任を申出て、只第五の販賣トラストに關しては稍同意者多きを以て更に其實行方法研究委員を撰擧し坂田文助、木澤芳太郎、谷口清之助、木村宇一郎、塚本儀助、高木安太郎、小林八兵衛の七名當選せり

販賣トラスト委員は九月廿二日、廿五日、廿七日三回の會合に於て共同販賣所組織案を作り、

十月二日、五日と凝議を重ねたる末十日午後三時より河原町共樂館に總會を開きて之を附議したるも何等決する處なく同案亦水泡に歸したり

於是石角喜三郎、坂田文助、渡邊源兵衛、片岡道太、村上樸太郎外數名は共同して名古屋江川町に末廣商會なるものを設けて同市の同業者との共同販賣を行ひたるが是亦擔當者其人を得ざりしが爲め三年にして解散せしは遺憾なり

第八節 金泥特許審決

明治四十一年十月初名古屋西區隅田町尾關吉左衛門なる者突如京都に來り金泥製造の專賣特許を得たりと稱し同業者の使用せる銀泥を花火線香にて變色して金色となす方法は特許權侵害なりと威迫し全同業者の製品を差押へんづる形勢あり、されど該方法は同業者が古來慣用のものにして決して尾關の權利を侵害せるに非ざるなり、されど尾關は既に專賣特許を有せるを以て對抗策を議すべく、全月四日朝事務所に組合員の協議會を開きて特許權無効審決の請求を爲すに決し、五名の委員を撰擧したるに遠藤新兵衛、桑垣喜兵衛、岡本安兵衛、大西庄兵衛、南部喜一當選せり

委員は辯護士寺尾次郎吉と協議し直接に關係ある金銀泥工を審決請求人とし寺尾を代理人とし

て十月十日特許局長中松盛雄に對し尾關が受けたる『特許第一四八〇四號金泥製法の特許は無効とす』との審決を求めたり請求人左の如し

中西甚三郎、中島久吉、清水榮三郎、岡本茂、山田竹次郎、齋藤勘次郎、中西末次郎、森井幸兵衛、徳弘壽龜雄

而して其訴訟中尙此類の特許ありては同業者の迷惑甚からざるを以て組長塚本儀助は十月三十日附を以て農商務大臣大浦兼武に對して今後扇子に關するもの若くは扇子に應用するもの、特許出願の際は豫め新規發明たるを否との諮問に預り度との上伸書を府知事を経由して差出し事を未然に防がん事を期したり、又特許局長に對しては本組合營業に大影響ある事件なるを以て可成速に審決ありたしとの陳述願書を提出せり、斯くて農商務大臣は府知事を経由して

特許出願事件は可及丈敏速正確の處分を爲すべき旨趣に付き其處分前豫め諮問致すことは取計ひ難く候も今後必要なる場合は可成諮問することに可致將又他人の侵害を豫防する爲には從來公知に屬せる各種の方法又は物品に付詳細なる説明書を特許局に提出し置く様致度尙新規發明とも認むべき者に付ては其發明者より可成急速に其特許出願を爲し置く事は最も得策なり

と通牒ありたるは十一月十八日なり

特許局にては請求人が立証の申立を容れ、組長塚本儀助及花火線香製造業藤村和三郎二人を三月廿日喚問し、尙被請求人尾關の代理人武田良吾の答辨書を審査したる末四月六日審判長特許局事務官宿利英治、特許局技師一川一、特許局事務官奥山萬次郎は尾關の得たる特許無効の審決を下したり其理由左の如し

本件特許に係る金泥製法は膠の溶液に銀箔を混合したる液と硝石、鐵粉、硫黃、桐炭及油煙を混合燃焼して得たる成生物に温湯を注入し數時間を経て得たる液とを混合して成るものなり然るに硝石、鐵粉、硫黃、桐炭より成る花火線香を燃焼したる灰に温湯を加へて浸出したる黄色液を膠と銀箔との混合物に作用せしめ金泥を製造する方法は泥屋又は扇子業者間に於て本件特許出願以前古くより遍く行はれたることは塚本儀助及藤村和三郎の証言に依り之を認むることを得而して其方法は本件特許の方法と均等なるが故に本件特許に係る發明は特許法第二條第四號に該當し全法第二十條に依り其特許は無効たるべきものとす

是に本組合の勝利に歸したるを以て組合員は四月廿五日大津紅葉館に京都府商工課長香川靜一及屬官二名、寺尾次郎吉、塚本儀助、坂田文助、石角喜三郎、平野久五郎、藤村和三郎を招待

して祝賀の宴會を開きたり、尙尾關に對して訴訟費用の請求を爲さんとしたるも元來一介の貧生に過ぎざるにより徒に費用の嵩むのみなるを以て其儘に放棄したり

第九節 伊國輸入解禁

歐州戰亂の餘波は各國種々の輸出入禁令を發布し以て自國産業の保護に努め我貿易扇子の大華主國なる伊太利政府又大正五年に至りて扇子をも輸入禁止品目に加へたり、是れ同業者の大打撃なるのみならず、我貿易に影響尠からざるを以て之が解禁を求めんと欲して、組長塚本儀助を以て京都商業會議所、京都府、農商務省、内務省に請願する處ありたるに、漸くにして小包郵便に依るものに限り除外されたるも、小包郵便にては僅に見本の送付に止りて、多量なる注成品は尙輸入する能はずして其結果は依然禁輸入と異なる處なきに依り、更に全年十二月十五日付を以て輸入解禁の方法を兩省に求むる追願書を携へ組長塚本儀助、委員坂田文助東上陳情したるに、同月廿三日附にて、農商務省より左記の通伊國と協定税率を有する我扇子類の如きは同國大藏當局は輸入特許を懇願するときは容易に認可せらるゝ由移牒ありたり

伊太利輸入禁止に對し貴地扇子團扇同業組合組長塚本儀助同委員坂田文助陳情の件に關し本月十三日發第一、一七二號を以て御申越の趣了承右の者外二名本省に出頭の上扇子團扇の解

禁方伊國政府に交渉せられ度旨陳情有之候處本件に關し伊國政府に於ては本邦品の輸入に對し一般に好意を以て之を迎へ特に關稅協定あるもの（例扇子の如き）の輸入は之を許可するの現狀なる旨在伊帝國大使來電の次第も有之候に付此の際誤解なき様注意致置候條右御了知の上貴所より此点に關し關係當業者に周知せしむる様致度此段申述候也以上

大正五年十二月廿三日

農商務省商工局長

京都商業會議所會頭濱岡光哲殿

如斯伊國大藏省に於て事實上扇子に關しては輸入解禁の狀態たるべきを得たるも尙法令上の解禁に非るを以て進て解禁さるるに至らん事を希望し大正六年八月八日組長代理評議員坂田文助は京都貿易協會々長錦光山宗兵衛と同道東上して農商務省外務省に出願縷々陳述したるに、兩省當局は非常の好意を以て之を迎へ、外務大臣本野一郎は駐伊大使伊集院彦吉に態々電照したるに大使より伊國政府に重ねて交渉する處あり、同月十七日左の通牒を外務省通商局より組長に送付されこゝに輸入に關して更に大なる便宜と保護とを享くるに至りたり

大正六年八月十六日

外務省通商局

京都扇子團扇同業組合

組長 塚本儀助殿

伊國の扇子輸入禁止に關する件

本件に關し七月廿九日付を以て御申出の儀に就ては貴方の願意貫徹候様伊國政府へ交渉方
在同國伊集院大使へ電訓相成候處今般同大使より別紙寫の通回電有之候に付右茲に及御送付
候間委曲右にて御了承相成度此段申述候也

追て別紙は新聞、雜誌、會報等公刊物に記載せられざる様に注意相成度候也

(編者曰別紙は右の追て書に従ひ掲載せず)

第十節 實業調査

大正八年七月京都府知事馬淵銳太郎は實業調査會を設け各種實業家に委員を囑托して左の原案
を提出し各専門に應じて調査決議を求めたり

京都府實業調査施設原案

一、職工の技能の向上を圖ること

組合に於て毎年講習會競技會を開催し従業者の技能の向上を獎勵すること

二、意匠圖案の改善を圖ること

(1) 新考案に依り作品の試賣を獎勵すること

(2) 組合に於て參考圖書及參考品を購入し當業者の閱覽に供すること

(3) 組合をして意匠圖案の募集をなし當業者の閱覽に供すること

三、輸出向扇子に付て輸出扇子同盟會に於て共同販賣機關を設け取引の統一を講ずること

四、府下に於ける原料の産地に於て講習會の開催を獎勵すること

五、研究機關の設備を獎勵すること

六、當業者及職工の府外産地視察を獎勵すること

七、各種組合に對し事業を指定して補助金を交付することあるべし

我組合にては七月三十一日石角喜三郎、宮脇新兵衛、坂田文助の三名其委員を囑托され岡坂田
は愛知岐阜二縣視察員をも命せらる、斯くて三名審議の結果府知事に提出したる決議左の如く
にして悉く之を採擇されたり

扇子調査決議

施設獎勵事項

一、職工の技能向上を圖ること

組合に於て毎年競技會を開催し従業者技能の向上を奨励すること

二、意匠圖案の改善を圖ること

(1) 新考案に依る作品試賣を奨励すること

(2) 組合に於て參考圖書及參考品を購入し當業者の閱覽に供すること

(3) 組合をして意匠圖案の募集をなし當業者の閱覽に供すること

三、原案第三項は現下の狀況に依り左の如き施行を適當と思考す

輸出向扇子には輸出扇子同盟會の機關を以て漸次取引上の統一を圖ることを力めしむることを適當とす

四、原案第四項

府下に於ける原料竹の産地に於て扇骨製作の副業講習會を開き工業經濟の途を計り相互の利益を奨励すること

五、各種組合に對し事業を指定して補助金を交付することあるべし

六、内地用平骨扇面地紙の折巾を各種類に従ひ一定にすることの道を計らしむること

平骨の扇は其扇面紙の折巾に準じ扇面折巾より微少の餘分ある骨を以て正當とす然るに其

折巾に於ける一定の寸法なるもの曾て無し爲めに骨巾と紙巾と當恰合致せしめ工業經濟に適はしむべし

以上の事業は扇子團扇同業組合及貿易扇子同盟會に於て主催せしめ當業者をして時機に策應したる處置を執らしむること

補助額豫算

第一項に對し毎年參百圓宛拾ヶ年

第二項に對し毎年四百圓宛拾ヶ年

第三項に對し七百圓壹ヶ年

第十一節 京都扇子商親睦會

明治四十年十月本組合中内地向扇子業者の有志者は京都扇子商親睦會を組織したり規約第三條に會の目的を左の如く記せり

會員相互に親睦を旨とし技術工藝上の利害を研究し其利とする處は俱に之を確守履踐し其害とする處は俱に之を矯正排除し因つて以て世上の信用を厚からしめ且つ各地の商況に應じ取引の良法を案出し進んで業務を擴張するに在り

といひ營業者を正會員とし家族又は店員を準會員とし毎年四月總會を開き前年度の成績及會計報告并に役員の改選を舉行し十月通常會を開催し相互斯業技術の發達を圖る事とし尙第十一條に於て營業上の弊害矯正、製品改良發達等に盡すべき旨を規定せり、而して其現在當番幹事は徳田幸次郎大野彦三郎の二人なり

第十二節 仁風會

扇子商山岡駒藏、藤田貞次郎、秋保鐵太郎、高木兵太郎は内地向扇子團扇業者の徳風を宣揚し技藝の獎勵を圖らんが爲に大正九年一月仁風會を組織し事務所を商業會議所内に置き會則を左の通定めたり

仁風會々則

第一條 本會ハ京都扇子團扇全業組合員内地商部ノ進歩發展ヲ期シ特ニ意匠技巧ノ研究ヲナスヲ以テ目的トス

第二條 本會ヲ仁風會ト稱ス

第三條 本會ハ京都扇子團扇全業組合員及ビ關係業者ヲ以テ組織ス

第四條 事務所ヲ京都商業會議所内ニ設ク

第五條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 扇子團扇競技會

二 有識ノ士ヲ聘シテ扇子團扇業者ニ必要ナル講話會ヲ開催ス

三 龜鑑タルベキ會員ノ表彰 四 其他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第六條 會員ヲ分チテ左記ノ二種トス

正會員 全業組合員ニ限ル

準會員 全業組合員ノ紹介セル關係業者

但正會員ハ勿論準會員モ同シク競技會へ出品シ講話會へ出席スル事ヲ得

第七條 會費ハ正會員準會員トモ壹ケ月金壹圓トス

第八條 本會々務ヲ處理スル爲メ左記ノ役員ヲ置ク

一 會長 (但幹事ノ互撰ニ依リ一名之ニ當ル)

二 幹事 五名 三 會計 壹名

第九條 役員ノ任期ハ壹ケ年トシ毎年末期ノ總會ニ改選ス

會長に丹羽圭介、顧問には江馬務、村上文芽を推し幹事は發起者四名及地紙商清水榮三郎之に當り一月八日發會式を擧げたり、而して第一回競技會を十月廿三、廿四兩日商業會議所内に開

催す、兼題は四季（春夏秋冬各個々）にして出品は扇子三百五十点、團扇四点、扇面百八十五点、扇骨四点合計五百八点、審査総長丹羽圭介、審査長宮脇新兵衛、審査員塚本儀助、坂田文助、饗庭長兵衛、藤田定次郎、南部喜一、大西庄兵衛立會審査の結果、廿三日左の通授賞せり

一等賞 なし

二等賞 中葛 信也 山岡 駒藏 高村 員彦

三等賞 高村 員彦 宮脇長次郎 坂井静三郎 中葛友次郎 柴田豊次郎

永田 信藏 中葛 信也

褒賞 廿六名

京都府は本會に獎勵金參百圓を給付せり

第十三節 功勞者表彰

大正十年三月十三日商業會議所に於て明治三十三年法律第三十五號に依る現組合創立二十周年記念式を擧ぐるに當り、組合功勞者を左の通表彰せり

功勞者推薦

明治三十三年以來役員、其間組長ニ四期重任且現任組合顧問 塚本 儀助

明治三十三年以來評議員代議員會計、現任組長 石角喜三郎

全年ヨリ今日ニ至ル評議員代議員第一期組長、現任評議員 坂田 文助

明治十八年來多々功勞アリ依テ顧問ニ推薦ス 宮脇新兵衛

今日迄ニ副組長ニ二回其他役員、現任顧問 饗庭長兵衛

代議員副組長ニ三期、現任副組長 大西庄兵衛

代議員、評議員 現任組合議長 岡本安兵衛

同 評議員 小林八兵衛

同 會計 高木安次郎

同 評議員 山岡駒藏

同 同 七里米次郎

同 同、其間一ケ年組長 渡邊源兵衛

同 同 片岡道太

感謝狀贈與

明治十八年ヨリ廿九年迄 組合書記 坂井謙二

組合理事 小管慶太郎

組合事務囑託 夏原三朗

記念狀贈與

代議員 廣瀬清太郎 南部喜一 大井徳三郎 野田權作

森 榮次郎 徳田常次郎 高橋利兵衛 奥村武次郎

大野彦三郎 秋保鐵太郎 上田龜次郎 齊木兵太郎

以上諸氏には記念品を贈呈す

謝狀贈與

福井藤左衛門 川端庄七 中村房次郎 嶋村定次郎

此他店員徒弟十年以上勤續者をも表彰す

尙明治十三年京都内外扇商組合創立以來物故役員及び物故功勞者の爲め日を改めて追悼法要を營む

第十四節 店員表彰

本組合は明治三十九年七月組合員の店員にして二十年以上勤續の左の三名を表彰して各木盃一個を授與したり

阪田文助方 野村源之助

石角喜三郎方 北村惣七

岡本安兵衛方 杉江米治郎

而して京都市は三十年以上勤續者として大正五年に野村源之助、大正六年に北村惣七、大正七年に杉江米治郎を表彰して各銀盃一個を授與せり

第三篇 組合

第一節 内外扇商組

維新勿々京都の商工界は混乱と不安との爲め幕末の組合も自ら解散して同業者に統一機關なく、御影堂山内の人々も京都府の論達に依りて歸商し僧服を脱して商人となりたるも因習の久しき市中の扇商との交渉頗る稀なる耳ならず、中に他に轉業するものありて阿彌の數も次第に減少

して萎微衰頹の状況に陥りたり、然るに一方貿易扇子は次第に販路の擴達を認め恰も輸出獎勵の時代とて京都府當局者も太く喜びこれを機會に如何にもして共同一致斯業の發展を期せしめんと欲し京都府商務所に重なる扇業者を招きて懇諭する處ありたり、於是扇業者は初めて組合の組織を爲すに決し之を扇商組と命名して組合鑑札を設け府廳の監督指導を受け且同業者間の申合規則をも設けたり、其組合組織の願書は左の通にして、官尊民卑の狀態紙上に髣髴とせる耳ならず、此時代の公文書の文体をも窺ふべきを以て左に之を録す

乍 恐 願 書

近來諸商職共仲間組合の義無之候に付更に同業取締不立而己ならず同業にして其同業者の何れもあるも知らざる如き状況にて甲乙猥に販賣を競ひ終に製品粗惡に流れ物産の聲價を失ひ隨て衰微を醸するに至らんも計る可からず之れ歎息の至に存候付ては今般御懇諭の次第有之候に付同業者の者申合せ組合となし府下扇商は一般に扇商組となし其内内國用外國向を以て貳區に分ち一區毎に委員を撰み都て同業組合事件に係る事を取扱可きに申合仕候に付ては乍不肖私共三人此外國向委員に當選相成候に付乃ち連署を以て願出候何れ追々營業取締向組合相續方法役員撰舉申合規則等は追て取締可届出候間現今は同業組合名前帳二冊を製し一冊は

組合委員に控へ一冊は御府勸業課に納め置き且別紙雛形の通組合印鑑を製し同業者の者は必ず所持可致付ては同業者の者増減の都度委員より御届仕廢業の節は印鑑を返納して元簿の名前を除き開業の節は印鑑を請ひ受所持可致義に相定め申度付ては甚御手数數の義恐入候得共右組合御保護の爲右印鑑へ御府の御改印を奉請度此段御聞届之程奉願上候

明治十三年六月

扇商組外國向委員

下京區十九組高倉五條上ル

藤 井 善 六

上京區三十一組二條通河原町西入

塚 本 儀 助

下京區四組柳馬場四條上ル

下村 正 右衛門

聞置候事(朱書)

京都府知事榎村正直殿

斯くて其組織の認可を受くるや改めて京都内外扇商組と稱して内國用、外國向の二部に別ち各委員を設けて是が事務を管掌したり、内外二部に別つても商品の性質上に依りて區別したるものにして組合員としての協同和衷は尤も重きを置く處なりき其外國向部方法表なるもの、中に

一銘々内外向共多數の注文請取自然手擴り候際は組合の内手透の者を尋合至當の示談を以て依頼可致事

附り請持の者は見本より品劣り不製造并に日限等不誤候様可抽丹誠候事

一銘々各國向注文請取之節品數嵩のみに競ひ猥に賣崩し無之様注意可致は勿論外主の製品を惡製に辯口致我製品を譽慢致候義相互に堅相慎可申事

附り組合の内にて外主製品の見本を以て約定被致候際は可相成丈其見本品に振向け候様相互に注意可致候乍併しいて約定被致候際は其見本主へ一應答へ置き製造可致事

といひ内國向の定書の中に

一組合の者春秋懇親を開くも酒宴而已に非ず其席へ無不參集會し商法上の協議致精々發明品を手廣に賣捌を專一とす尙近火亦是死亡等の砌者互に助合可致事

といへるが如き當に扇商耳ならず一般商工間の道義を祖述せるものと謂ふべきなり

當時内國用組合員は百十五名外國向組合員は三十一名にして各委員左の如し

内國 遠藤新兵衛、仲越徳兵衛、森本多三郎、高橋重右衛門、圓山定曉

外國 阪田文助、中島伊助、谷口清兵衛

第二節 京都扇子商組合

京都内外扇商組の組織を以て組合を繼續する事三年京都府は明治十六年四月甲第十九號布達を以て新に商工業組合の組織を命したるを以て改めて京都扇子商組合と改名して規則を改め十七年二月之か認可を受けたり、然るに十八年四月甲第五十號を以て同業組合準則を發布したるに依り十七年に認可を受けたる規則中準則に抵觸せる分を更正し十八年十月一日認可を受けたり、同規則中注意すべきは内國用、外國向の區別を廢して

甲部 内外國輸出品商

乙部 内國輸出品商

丙部 請賣商(但卸賣并に製造せざる者)

の三部に別ち、役員組長一名、副組長一名、委員五名、職制、會議規程等稍文明式の組織を示したる外第八章には目的實行方法として營業の取引を確實にする事、營業の改進を計圖する事

職工取締の事、雇人取締及び教育の事の四節を設けて不正矯正、發展獎勵の手段を講し其の違背者には夫々違約金を課する事としたるに在り、而して中島伊助之が組長、遠藤新兵衛副組長たり

第三節 京都扇子團扇商工業組合

明治二十五年七月京都府知事千田貞曉は府令第四十六號を以て同業組合取締規則を設け全第一條に於て全規則を適用する營業の種類を左の七種に制限せり

- 一、京都西陣織物製造業
- 二、丹後縮緬業
- 三、京都染物業
- 四、京都粟田陶器商工業
- 五、京都異組陶磁器商工業
- 六、京都刺繡工業
- 七、京都漆器商工業
- 八、京都糸組物商工業

即ち第二の丹後縮緬業を除く七種を以て京都の重要物産と認め、尙第十八條に於て組合の氣脈を通する爲め他の組合と聯合會を開き規約を作る時は當應の認可を経て施行すべしと規定して七組合の聯合を懲通し、廿七年七月廿日其京都市重要物産七組合聯合會規約を認可せり、而して其九月廿一日府令第四十七號を以て粟田陶器商工業異組陶磁器商工業を合併して單に京都陶磁器商工業と改めたり

京都府知事は斯の如くして扇子を閑却して京都の重要物産に加へざりき一年百萬圓の製産額に達する本業者豈之を黙過すへけんや、乃ち石角喜三郎、坂田文助等府知事を説き、商業會議所を動かして勸説に努めたる結果、府知事渡邊千秋は二十九年六月二日府令第十八號を以て第一條の京都糸物商工業の次に京都扇子團扇商工業を加へて同業者の目的是に貫徹せり、因て組合創立の爲め同業者過半数の集會を開き創立委員十四名を互選す當選者左の如し

西田宗四郎、石角喜三郎、坂田文助、小林八兵衛、川端莊七、福田安兵衛、遠藤新兵衛、山田治兵衛、大西庄兵衛、藤田又次郎、桑垣喜兵衛、金澤三郎兵衛、饗庭長兵衛、吉永佐助
委員互選の結果石角喜三郎委員長に當選せり擬議連日京都扇子團扇商工業組合規約百四ヶ條を編成し六月廿七日府知事山田信道に提出し、七月二日之か認可の指令ありたり、其第三條に於

て營業の種目に依り左の七部に分ち之を組員とし其職工を附屬にせり

- 一、扇子團扇貿易商部
- 二、扇子商部
- 三、團扇商工部
- 四、糊地紙商工部
- 五、扇骨商工部
- 六、扇子團扇工業部
- 七、扇子團扇畫工部

第十條に依り役員は左の通當選せり

頭取 中嶋伊助

取締役 石角喜三郎、中嶋伊助、遠藤新兵衛、宮脇新兵衛、金澤三郎兵衛、鈴木伊兵衛

出納係 鈴木伊兵衛

又第三十六條に於て組合議會の議員即ち會員の撰出に關し會員は各部を選舉區とし左の割合を以て選出すべし

扇子團扇貿易商部	六人	扇子商部	四人
團扇商工部	四人	糊地紙商工部	二人
扇骨商工部	二人	扇骨團扇商工部	二人

とあるに對して、鈴木伊兵衛より扇骨商部の定員の比較的少きに對して意見書の提出ありしかば更に協議の末之を四人に改め尙扇子團扇畫工部三人を加へて總計二十七名と爲したり

第四章 京都扇子團扇同業組合

明治三十年四月六日法律第四十七號を以て重要輸出品同業組合法を發布されたるに依り組合組織變更の必要を生じ全年十月五日川端莊七、坂田文助、石角喜三郎、小林八兵衛、渡邊源兵衛平野久五郎等發起人(後數十名を追加す)と爲り同業組合發起認可を申請し其十一月發起認可あり、三十一年四月創立總會を開きて仮定款議定及役員撰舉を了し、其筋へ認可申請せしに、發起人の多數は貿易業者なるより内地向業者一部の反感を招き反對者は屢々創立事務所府廳に抗議を申込み爲に定款の認可も遅れ居りしに遂に三十三年二月には左の書面を事務所に提出して紛議漸く大ならんとするより京都府内務部第四課は其重立たるもの數名を召喚し説く處ありたるも應せず、事務所に除名の請求書を出し且其顛末を新聞紙に廣告したり

重要輸出品同業組合法に基き目下其筋に出願中の京都扇子團扇業者本組合は輸出扇業者及親密の關係あるものゝ組合なるにより我等非輸出者に於て一旦加盟調印せしも今日に於て熟考講究するに輸出業者には密接の關係あるものに似て事實然らず組合に加盟の必要なのみならず却て繁雜なる無要の手續と多額の經費を負擔する等得る處なくして徒らに費す所多く到底往再すべきに非ずと思考致候に付未だ其筋より許可無之に際し我等除名相成度就ては相當の御手續至急御取計方非輸出者合体の連署を以て御届に及び候也

明治三十三年二月三日

京都扇子商業非輸出者

(三十九名連署)

然るに三月に至りて更に法律第三十五號を以て重要物産同業組合法を發布されしかば紛擾は根本的に消散して改めて新法律に基く京都扇子團扇同業組合を組織して六月六日認可を受け以て今日に及び、其定款及歴代組長副組長現在役員左の如し

京都「扇子團扇同業組合」定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ重要物産組合法ニ依リ京都市一圓、葛野郡一圓、紀伊郡一圓ニ於ケル扇子團扇營業者(内地同團扇商ヲ除外ス)ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ京都扇子團扇同業組合ト稱シ其事務所ヲ京都市上京區烏丸夷川上ル京都商業會議所内ニ設置ス

第三條 本組合事務所及役員ノ印章左ノ通り之レヲ定ム

方壹寸

京都扇子團扇同業組合事務所之印

方壹寸五分

京都扇子團扇同業組合事務所之印

方六分

京都扇子團扇同業組合組長之印

方六分

京都扇子團扇同業組合副組長之印

方六分

京都扇子團扇同業組合會計主任某之印

第二章 目的及業務

第四條 本組合ハ組合員ノ營業上ノ弊害ヲ向上セシメ技工并ニ取引ノ發達ヲ圖リ組合員相互ノ

福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第五條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ行フべき業務ノ概目左ノ如シ

- 一、販路ノ擴張ヲ計ル事
- 二、技術意匠ノ發達ヲ攻究スル事
- 三、粗製濫造ノ弊ヲ矯正スル事
- 四、商事使用人及職工徒弟ヲ取締ル事
- 五、統計ヲ明カニスル事
- 六、業務上ニ關シ官廳其他ニ建議シ又ハ諮問ニ對シ調査報告ヲ爲ス事
- 七、善行ノ組員、商事使用人及職工徒弟ヲ表彰スル事
- 八、組員間又ハ組員對非組員間ニ於ケル營業上ノ爭ヲ調停シ又ハ仲裁判斷ヲ爲ス事

第三章 業務ノ執行

第六條 組員ノ營業保全ノ爲メ左ニ該當ノ取引先アルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ六ヶ月以内組員全般ニ對シ其取引先ト取引ヲ爲スコトヲ停止ス

- 一、代價ノ不拂又ハ不當ノ難引

二、某組員ノ考按ニ係ル意匠圖案ヲ本人ノ承諾ヲ經スシテ他人ニ示シ又ハ此意匠圖案ニヨリ他人ニ注文ヲ爲ス等不正ノ行爲アリタルトキ

第七條 調停ハ組長ニ於テ必要ト認メタル時若クハ當事者一方ノ請求アリタルトキ組長若クハ評議員ノ互選シタル調停委員之ヲ行フ

第八條 仲裁判斷ハ當事者双方ノ請求アリタル場合ニ限り之ヲ行フ

仲裁判斷ハ評議員會ニ於テ組員ヨリ選任シタル仲裁委員三名若シクハ五名ニ依リ之ヲ行フ
仲裁委員ハ委員長一名ヲ互選ス委員長ハ仲裁判斷ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス

第九條 仲裁判斷ハ仲裁委員ノ名ニ依リ事件ノ内容決定ノ主文、事由年月日ヲ記載シ全委員連署シタル書面ヲ以テ之レヲ宣告ス

仲裁判斷ノ宣告ハ當事者双方共服從ノ義務アルモノトス

第十條 仲裁判斷ニ要スル經費ハ評議員會ニ於テ特別ノ事由アルモノト認メタルモノヲ除ク外都テ當事者双方ノ連帶負擔トス

第十一條 業務執行ニ關スル細則ハ別ニ組合會ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム

第四章 組員ノ加入脱退

第十二條 第一條該當ノ營業者ハ組合員名簿ニ登録ヲ請ヒ捺印シ組合員證票ヲ受クヘシ
組合員カ法人ナルトキハ代表者ヲ定メ届出ツヘシ
其變更シタルトキ又同シ

第十三條 本組合地區内ニ於テ本店又ハ支店ヲ有スル組合員ハ組長ニ其名稱所在地管理者氏名
設置ノ年月日ヲ届出テ支店證票ヲ受クヘシ

第十四條 證票ハ左ノ雛形ニ依リ之レヲ作成ス

農商務省認可
京都扇子團扇同業組合員(支店)(分工場)證票
第 號
姓 名

第十五條 證票ハ都テ門戸等見易キ箇所ニ揭示スヘシ

證票ノ破損紛失改名等ノ爲メ書換ヲ要スルトキハ金參拾錢ヲ添ヘ組長ニ再交附ヲ請求スヘシ
第十六條 組合員資格消滅シタルトキハ其旨組長ニ届出テ證票ヲ返納スヘシ

第五章 組合員ノ權利義務

第十七條 組合員ハ左ノ權利ヲ享有ス

- 一、役員又ハ代議員ノ選舉權、被選舉權
- 二、營業上ノ爭議ニ關シ調停又ハ仲裁判斷ヲ請求スルコト
- 三、組合ノ業務會計及財産ニ對シ組長ノ説明ヲ求ムル事
- 四、組合事業ニ參與スル事
- 五、營業上ノ利害得失ニ關シ組長ニ建議スルコト

第十八條 組合員ハ左ノ義務ヲ負擔ス

- 一、役員又ハ代議員ニ就任スル事
- 二、不正粗造ナル商品ノ製造并ニ販賣ヲ爲サルコト
- 三、法第四條但書ニ依ラサル未加入同業者ト取引ヲ爲サルコト
- 四、組合ノ經費ヲ分擔スルコト
- 五、組長ノ召喚ニ應シ又ハ尋問ニ對シ不實ノ答辨ヲ爲サル事
- 六、本定款并ニ其他ノ規定組合會ノ決議及組合ノ通達ヲ遵守スルコト

第六章 管理機關

第十九條 本組合ニハ事務管理ノ爲メ左ノ役員ヲ置ク

- 一、組長 一名
- 二、副組長 一名
- 三、評議員 五名
- 四、會計係 一名

第二十條 役員ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサル組合員中ヨリ組合會ニ於テ之レヲ選舉ス

- 一、本組合ニ加入後一ケ年經過セサルモノ
- 二、女子、未成年者、禁治産者、準禁治産者
- 三、本定款ノ規定ニヨリ被選舉權停止中ノモノ又ハ違約處分ヲ受ケ滿期後一ケ年ヲ經過セサルモノ
- 四、破産又ハ家資分産ノ處分ヲ受ケ復權後一ケ年ヲ經過セサルモノ
- 五、懲戒、禁錮ノ刑ニ處セラレ服役後五ケ年ヲ經過セサルモノ

第二十一條 役員選舉ハ連記無記名投票ヲ以テ之レヲ行ヒ投票ノ多數ヲ得タルモノヲ以テ當選者トス

投票ノ數相同シキモノハ年長者ヲ取り同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ當選者ヲ定ム

第二十二條 役員ノ任期ハ四ケ年トシ期年ノ定期組合會ニ於テ之レヲ改選ス

第二十三條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ其缺員カ改選期前ニシテ組長ニ於テ補缺セサルモ差支ナシト認ムル場合ノ外ハ直チニ補缺選舉ヲ行フ

補缺選舉ニ當選シタルモノハ前任者ノ殘任期ヲ繼承スルモノトス

第二十四條 役員ハ名譽職トス

左ノ事由アルニサレハ當選ヲ辭シ又ハ任期中辭任スルコトヲ得ス

- 一、疾病ノ爲メ其職ニ耐ヘサル者
- 二、年齢滿六十歳以上ノ者
- 三、四ケ年間役員トナリタル者
- 四、其他組合會ニ於テ正當ノ理由アリト認メタル者

第二十五條 本組合ハ顧問トシテ斯業ニ經驗名望アル者ヨリ組長之ヲ囑托スル事アルヘシ顧問ハ組合ノ諮問ニ答申シ又ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ述フル事ヲ得

第二十六條 本組合ニハ事務處辨ノ爲メ理事一名書記若干名ヲ置ク

理事及書記ハ評議員會ノ決議ヲ以テ組長之ヲ任免ス
理事ハ組長之ヲ監督シ役員ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス書記ハ組長之ヲ監督シ役員及理事ノ指
揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第七章 議事機關

第二十七條 評議員會ハ組長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ評議員ヨリ據法ノ請求アリタ
ルトキ便宜ノ方法ヲ以テ組長之ヲ召集ス

第二十八條 評議員會ハ評議員ノ互選ヲ以テ議長副議長各一名ヲ互選ス

議長、副議長共ニ故障アルトキハ出席評議員ノ互選ヲ以テ臨時議長ヲ定ム

議長ハ會議ヲ開閉シ議事ノ整理并ニ議場ノ取締ニ任ス

第二十九條 組合會ハ定期組合會臨時組合會ノ二種トス

定期組合會ハ毎年一回十月之ヲ開ク

臨時組合會ハ組長又ハ評議員ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ代議員ヨリ據法ノ請求アリ
タルトキハ之ヲ開ク

第三十條 組合會ノ召集ハ法定事項ヲ記載シタル書面ニ召集者ノ記名捺印シタルモノヲ以テ之

ヲ代議員ニ通知スルコトヲ要ス

但シ組合會ハ緊急ヲ要スル場合ニハ法定期間ニ依ラズ之レヲ召集スルコトヲ得

第三十一條 代議員ノ定數ハ十六名トシ選舉會ニ於テ之レヲ選出ス(記名投票)

第三十二條 選舉會ハ組長ニ於テ選舉會ノ日時場所ヲ定メ選舉スヘキ代議員ノ數ト共ニ選舉會

日二週間前ニ書面ヲ以テ之ヲ組合員ニ通知スヘシ

組長ハ選舉會ニ選舉權者被選舉者名簿ヲ作成シ選舉會ノ通知ヲ發シタル日以後之レヲ組合事
務所ニ備ヘ置キ組合員ノ縦覧ニ供スヘシ

第三十三條 選舉會ハ組長選舉長トナリ評議員ニ於テ選定シタル二名以上ノ立會人ト共ニ之ヲ
行フ

第二十一條 ノ規定ハ選舉會ニ準用ス

第三十四條 代議員ノ任期ハ四ケ年トス

第三十五條 代議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺員カ代議員全數ノ五分ノ一以内ナルカ又ハ改
選期前ニシテ評議員會ニ於テ補缺セサルモ差支ナシト認メタル場合ヲ除ク外直チニ補缺選舉
ヲ行フ

補缺選舉ニ當選シタルモノハ前任者ノ殘任期ヲ繼承スルモノトス

第三十六條 組合會ハ代議員ヨリ議長、副議長各一名ヲ互選ス

議長ハ會議ヲ開閉シ議事ノ整理并ニ取締ニ任ス其採決ニ方リ可否同數ナルトキハ議長ノ意見ニ依リ之レヲ決定ス

副議長ハ議長故障アル場合之ヲ代理ス

議長、副議長共ニ故障アルトキハ出席代議員中ヨリ其代理者ヲ互選ス

第三十七條 役員并ニ組長ノ命ヲ受ケタルモノハ會議ニ參與シ議案ノ説明并ニ意見ヲ陳フルコトヲ得

但シ決議ニ加ハルコトヲ得ス

第三十八條 第二十条條第二十四條ノ規定ハ代議員ニ又之レヲ準用ス

第三十九條 會議ニ關スル細則ハ當該會議ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム

第八章 會計

第四十條 本組合ノ會計年度ハ曆年ニ依ル

第四十一條 組合ノ經費ハ財産ヨリ生スル收入補助金、交附金等ヲ以テ充ツル外都テ組合員ノ

負擔トス

組合員ハ組合ヲ脱退スルモ既納經費ノ返還ヲ受クル事ヲ得ス

第四十二條 組長ハ每會計年度三ヶ月前ニ翌年度ノ收支豫算表并ニ徴收法ヲ定メ組合會ノ決議ヲ經ヘシ其既定豫算額又ハ徴收法ニ變更ヲ要スルトキ亦同シ

組長ハ經費豫算并ニ徴收法ノ認可ヲ受ケタルトキハ其要領ヲ組合員ニ公示スヘシ

第四十三條 金錢ノ出納并ニ財産ノ管理事務ハ會計主任之ヲ掌ル

會計主任ハ組長ノ命令アルニアラサレハ金錢ノ出納財産ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

會計主任ハ組長ノ命令アルモ其支出豫算表中ニ豫定ナキモノ及評議員會又ハ組合會ノ決議ヲ要スルモノニシテ其決議ヲ經サルモノニ對シテハ金錢ノ出納財産ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス之レニ反シタルトキハ會計主任ノ責任ニ歸ス

第四十四條 豫算表中豫算外ノ費用又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツルタメ豫備費ヲ置ク

第四十五條 組長ハ會計年度閉鎖後二ヶ月以内ニ決算ヲ結了シ評議員會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ其レヲ處分スルコトヲ得ス

第九章 違約處分

第四十七條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スル違反行爲アルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ組長之ヲ處分ス

但シ違反行爲遂行後滿六ヶ月ヲ經過シタル後發覺シタル行爲ニ對シテハ其處分ヲ免除スルコトアルヘシ

- 一、第六條ノ取引停止者ト取引爲シタルトキ
金五圓以上五百圓以下ノ過怠金ヲ徵ス
- 二、第十八條第三號ノ規定ニ違反シタルトキ
金貳圓以上壹百圓以下ノ過怠金ヲ徵ス
- 三、第十八條第五號ノ規定ニ違反シタルトキ
金五拾錢以上貳拾圓以下ノ過怠金ヲ徵ス
- 四、第二十四條該當ノ事由ナクシテ役員、代議員ヲ辭任シタルトキ
四ヶ年以内選舉權被選舉權ヲ停止ス

第四十八條 組長ハ違約處分決定後直チニ違約ノ事實決定ノ主文、理由年月日ヲ記載セル書面ニ組長記名捺印シタルモノヲ以テ之レヲ被處分組合員ニ通達スヘシ

組合員前項ノ通達ヲ受ケタルトキハ七日以内ニ過怠金ヲ完納スヘシ若シ之レヲ完納セサトキハ民事ノ訴追ヲ爲シ徵收ス

第四十九條 違約處分ノ決定ニ不服アルモノハ其通達ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ不服ノ申立ヲ爲スヘシ

此場合ニハ過怠金ニ同シキ金額ヲ組長ニ供托スヘシ組長ハ前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ組合會ニ附議スヘシ組合會ノ決定ニ對シテハ異議ノ申立ノ爲スコトヲ得ス其決定ノ通達ニハ前條第一項ヲ準用ス

第五十條 組合會ニ於テ評議員會ニ於ケル違約處分ノ決定カ正當ナリト決定シタル場合更ニ別ニ違約處分ノ決定ヲ爲シタルトキハ供托金ヲ以テ直チニ過怠金ニ充當ス若シ供托金カ過怠金額ニ達セサルトキハ之レヲ追徵シ過剩ヲ生シタルトキ又決定ノ結果過怠金ヲ要セサルトキハ直チニ之ヲ返還ス

第十章 附 則

第五十一條 組合解散ノ場合清算上組合財産カ組合ノ債務ヲ完済シ能ハサル場合ニハ解散當時ノ組合員ヨリ之ヲ追徵シ又殘餘財産アルトキハ之レヲ解散當時ノ組合員ニ分配スルモノトス

其追徴又ハ分配方法ハ組合會ニ於テ之レヲ定ム

第五十二條 定款變更ニ伴ヒ増員ニヨリ就任シタル評議員二名會計係一名ノ任期ハ現任役員ノ任期満了ト同時ニ終了スルモノトス

歷代組長及副組長 (第六期迄は任期各三年第七期より四年)

第一期	組長	川端莊七	副組長	中村房次郎
第二期	組長	坂田文助	副組長	饗庭長兵衛
第三期	組長	塚本儀助	副組長	饗庭長兵衛
第四期	組長	塚本儀助	副組長	饗庭長兵衛
第五期	組長	塚本儀助	副組長	大西庄兵衛
第六期	組長	塚本儀助	副組長	大西庄兵衛
第七期	組長	渡邊源兵衛 (在職一ヶ年退職)	副組長	大西庄兵衛

役員

組長	石角喜三郎
副組長	大西庄兵衛
評議員	坂田文助 小林八兵衛 山岡駒藏 七里米次郎 廣瀬清太郎
會計係	高木安次郎
組合顧問	塚本儀助 饗庭長兵衛 宮脇新兵衛
理事	小菅慶太郎
事務囑托	夏原三朗
代議員	
議長	岡本安兵衛
副議長	上田龜次郎
	七里米次郎 山岡駒藏 廣瀬清太郎 秋保鐵太郎
	齊木兵太郎 阪田文助 大野彦三郎 高橋利兵衛
	小林八兵衛 森榮次郎 高木安次郎 德田常治郎
	野田權作 奥村武次郎

尙別に組合員中貿易扇子商、川端莊七、渡邊源兵衛、山本源三郎、石角喜三郎、坂田文助、村上樑太郎、小林八兵衛等發起し、三十四年三月九日京都貿易扇子商同盟會を組織し斯業の發展を策す其規約及施行細則左の如し而して現在の幹事は幹事長坂田文助、幹事 片岡道太、高木安次郎にして評議員は上田龜次郎、高橋利兵衛、小林八兵衛、野田權作なり

京都貿易扇子商同盟會規約

第一條 本會ハ京都貿易扇子商同盟會ト稱シ京都扇子團扇同業組合員中ノ貿易業者及其關係者ヲ以テ組織ス

第二條 本會ハ同業者ノ和親協同ヲ旨トシ營業上ノ弊害ヲ矯正シ德義ヲ守リ互ニ知識ヲ交換シ斯業ノ發展ヲ計リ相互ノ利益ヲ増進セシムルヲ以テ目的トス

第三條 會員ヲ分ツテ左ノ二種トス

一 正 會 員 一 准 會 員

營業者ニシテ會員タルモノヲ正會員ト稱シ營業者ノ家族又ハ從業者ニシテ會員タルモノヲ准會員ト稱ス

但シ准會員ハ被選舉權ヲ有セズ

第四條 本會ハ其事務所ヲ京都市京都商業會議所内扇子團扇同業組合内ニ置ク

第五條 本會ハ會員ノ互撰ニヨリ幹事三名評議員四名ヲ置ク其任期ハ各一ケ年トス

但シ滿期再撰ヲ妨ゲズ

第六條 幹事及評議員ヲ以テ役員會ヲ組織シ本會ニ關スル重大ナル案件ハ役員會ニ於テ之ヲ決ス

第七條 幹事ハ互撰ヲ以テ幹事長ヲ撰出ス幹事長ハ本會ヲ代表シ諸般ノ事務ヲ統轄シ役員會ニ於テ其議長トナル

幹事ハ諸般ノ事務ヲ管掌ス

第八條 毎年一月總會ヲ開キ前年度ノ經過及ヒ收支決算報告並ニ改選ヲ舉行ス

第九條 本會ハ其目的ヲ達スル爲メ毎年春夏秋三回通常會ヲ開催ス

但シ幹事ニ於テ必要ト認タル場合又ハ會員半數以上請求アルトキハ臨時會ヲ開クコトアル可シ

第十條 本會ニ加入セントスル者ハ本會所定ノ入會書ヲ幹事迄提出シ其許諾ヲ受ク可シ

退會セントスル者ハ退會届ニ其理由書ヲ添ヘ幹事ニ届出其許諾ヲ受ク可シ
第十一條 左ノ事項ニ該當スル者ハ役員會ノ評決ヲ以テ金拾圓以上五拾圓以下ノ違約金ヲ徴收ス

- 一、本會ノ目的ニ違反スル所爲アルトキ
- 一、本會ノ体面ヲ毀損スル所爲アルトキ

右二項ニ該當スルヤ否ヤハ役員會ノ評決ニ依ル

第十二條 第十一條所定ノ評決ハ評決書ヲ作り各役員署名捺印ス可シ
役員中差支アリ署名捺印スルコト能ハザルモノアルキハ幹事長其旨ヲ記載シテ署名捺印スルモノトス

第十三條 正會員ハ特ニ本會ノ目的ヲ遂行スル爲左ノ事項ヲ確守スルノ義務ヲ負フ

- 第一項 製造品及ビ其見本品ニハ各自異リタル標記ヲ附スベシ
但シ右標記ハ豫メ幹事ニ届出置クベモキノトス
- 第二項 自己ノ製造ニ係ル見本ニ依ルノ外一切他ノ注文ヲ引受クルコトヲ得ズ
但シ第四項ノ場合ハ例外トス

第三項 他人ノ見本ヲ以テ注文ヲ申込マレタル場合ハ必ず其見本主ノ承諾ヲ得ザレバ引受クル事ヲ得ズ

若シ見本主不明ナル時ハ必ず之ヲ幹事ニ提出シ其處分ヲ受ク可シ

第四項 幹事ハ前項ノ提出ヲ受ケタルトキハ速カニ全會員ニ通告縦覽セシメ其見本主ヲシテ之レヲ引受ケシム

若シ見本主不明ノトキハ提出者ノ隨意ニ任ス

第五項 地紙ト骨トノ見本主異ナル場合ハ地紙ノ見本主ヲ以テ引受ヲ爲サシム

第六項 前第三項ニ違反シ窃カニ他ノ注文ヲ引受ケタル者又ハ其情ヲ知テ製品ノ委托ヲ受ケタル者ハ見本一種ニ付各金百圓ノ違約金ヲ本會ニ徴收ス

第七項 本會ニ加入セザル同業者及ビ其取引工業者ニ對シテハ會員ハ其營業ニ關シ取引ヲ爲ス事ヲ得ズ前項ニ違反スルモノニ對スル違約金ハ第六項ニ準ズ

第十四條 本會員ニ對シ取引先ニ於テ不正ノ行爲アル時ハ其旨幹事ニ届出ヅ可シ

一、前項ノ場合ニ於テ役員ハ其事實ヲ調査シ取引先ノ行爲ニシテ不正ト認ムル時ハ一應反省ヲ促シ尙應ゼザル場合ハ全會員ニ警告シ賣込拒絕ノ手續ヲ爲ス事ヲ得

二、賣込拒絶ノ通知ヲ受ケタル取引先へ窮ニ取引ヲ爲シタル會員ハ違約金トシテ壹百圓以上五百圓未滿ヲ徴收ス

第十五條 本會員ノ取引先ニシテ會員外ノ同業者ト取引スルモノアルハ本會名義ヲ以テ其取引ヲ中止セントコトヲ警告シ尙警告ニ應ゼズ依然會員外ノモノト取引ヲ繼續スル場合ニハ全會員ノ取引拒絶ノ手續ヲナス事ヲ得

第十六條 本會規約中第十一條第十四條違約金ノ金額ノ決定ハ役員會ニ於テ之ヲ決ス

第十七條 會員ハ幹事長ニ一已ノ名義ヲ以テ裁判上違約者ニ對スル違約金ヲ請求スル權限ヲ委任ス

第十八條 本會ノ經費ハ別ニ之レヲ定ム

第十九條 本規約ハ正會員三分ノ二以上賛成者アルトキハ更正加除スルコトヲ得

第二十條 本會ハ別ニ細則ヲ設ケ會員一同本規約ト均シク遵守履行スルモノトス

第二十一條 前條ノ細則ハ役員會ニ於テ編成施行ス

第二十二條 將來本會ニ加入者アルトキ又ハ開廢業名義變更ノ際規約書訂正手續ハ會員全体ヲ代表シ幹事ニ於テ之レカ處分ヲ爲スコトヲ得

但シ各會員ハ豫メ之レヲ承認シタルモノトス

以上

京都貿易扇子商同盟會規約施行細則

第一條 標記ナキ見本タリトモ自己ノ製品ニアラサル見本ハ幹事ニ之ヲ差出シ會員ノ閱覽ヲ經ベシ會員中其見本ノ製造シアル時ハ標記アル見本ト同一ノ効力ヲ有ス

但シ見本主ハ自己ノ製品タル事實ヲ舉証スルコトヲ要ス而シテ其當否ハ役員會之ヲ處決ス

第二條 他方ニ於テ自己ノ見本ヲ發見セルトキハ沒收ノ上幹事へ差出スベシ幹事ハ直チニ役員會ヲ開キ二日以内ニ相當ノ處分ヲ行フヘシ他府縣ニ交渉スル場合ハ五日間ニ之ヲ行フ但シ沒收セラレタル場合事情ノ如何ヲ問ハズ異議ヲ主張スルコトヲ得ズ

第三條 前條ノ場合自己ノ見本ヲ發見スルモ標記無キカ或ハ見本ヲ發見セザルモ其見本ニ依リ製造セシモノト信ズルモノアルトキハ參考トナルベキ材料ヲ蒐集シ前同様ノ手續ヲナスベシ

第四條 自家ノ見本ト他家ノ見本トヲ以テ合作製造ノ注文ヲ申込マレタルハ直ニ之レヲ幹事ニ示シ其承諾ヲ得ルモノトス

第五條 會員ハ故意ニ他ノ約定有ルヲ知テ其注文先ニ對シ類似見本ヲ送付シ叩リニ價格ノ高低

ヲ争ヒ其注文ヲ争奪スル等ノ不正行爲アルベカラズ

第六條 店員及ビ職工等ニシテ不正見本ヲ提出シ會員ノ不正行爲ヲ密告セシモノヲアルトキハ役員會ノ決議ヲ以テ相當ノ報酬ヲ與フルモノトス

第七條 本會ニ徴收セシ違約金ハ役員會ノ決議ヲ以テ見本主へ相當ノ金額ヲ報償金トシテ贈與スルモノトス

第八條 本會ノ規約ヲ遵守シ他人ノ見本ニ依リ注文ヲ受ケタルトキハ金高百分ノ十以上二十迄ヲ見本主ニ交付スベシ

但シ價格數量ニ付テ不審アリト認ムルトキハ其ニ對スル證明書類ヲ提出セシムル事アルベシ

見本主ニ非ザルモノ注文ヲ受タル場合ニ於テ見本主其製造ヲ引キ受タル場合ハ其製造主ヨリ注文ヲ受タル會員ニ對シ交付スベキ報酬金ハ前項ニ準ズ

第九條 新ニ取引ヲ開始セントスル工業者又ハ新ニ雇入ントスル從業者ニ對シテハ其以前ニ於テ本會員ニ對シ金錢貸借上ノ未済又ハ不正行爲ナキヲ認メタル上ニテ開始又ハ雇入ナスベキモノトス

但シ後日本會員ヨリ該取引工業者又ハ從業者ニ對シ金錢貸借上ノ未済又ハ不正行爲ノ事實アリト通告ヲ受ケタル場合ハ双方協議ナスベキモノトス自然協議不調ノ場合ハ本會役員會ノ採決ヲ受クルモノトス

組合事務所所在地及現組合員

明治十八年迄は京都市下京區御幸町三條上ル安土町に設置しありしか二十五年同區間之町通五條上ル朝妻町に移り、三十年同區烏丸通五條下ル大阪町に、三十三年同區富小路通高辻上筋屋町に、大正二年兩替町二條下ル金吹町に、大正三年六月に上京區烏丸通夷川上ル少將井町京都商業會議所に移轉せり、又本組合員名簿左の如し

貿 易 部

川端正面下ル	合同物産株式會社	富小路五條上ル	平野久五郎
柳馬場綾小路下ル	社長渡邊源兵衛	五條坂廣道東入	ガリガモネル
堺町五條角	石角喜三郎	本町正面上ル	秦主馬藏
佛具屋町五條下ル	坂田文助	下寺町五條下ル	クスバス
	森榮次郎	間ノ町五條下ル二	エン コンマンデース
			高木安次郎

佛光寺室町西入
寺町高辻上ル
寺町五條上ル
柳馬場五條上ル
耳塚正面上ル
楊梅新町東入
櫻町松原上ル
鹽小路本町西入
馬町本町東入
油小路御前通下ル
堺町萬壽寺上ル
柳馬場五條上ル
上ノ口新寺町西入
二條新烏丸東入
本町正面上ル

上田龜次郎
濱風彌三郎
高橋利兵衛
奥村武次郎
上田幸次郎
且龍太郎
小林八兵衛
林芳太郎
増田捨次郎
山下兵吉
藤田耕
奥村泰助
小山久吉
塚本儀助
野田權作

間ノ町五條下ル
藥鑑町大和大路東入
六角富小路西入
高倉五條上ル
六角富小路東入
柳馬場六角下ル
姉小路御幸町西入
新寺町五條下ル
富小路五條上ル
寺町高辻角
五條御幸町西
烏丸通楊梅下ル
五條寺町西入

内地部

七六
齋藤フク
平野豊次郎
宮脇新兵衛
合資 京都大竹扇子店
藤田貞次郎
饗庭長兵衛
橋本彖次郎
原田宜太郎
南部喜一
大橋清次郎
山本治兵衛
山中治三郎
千葉治三郎

松原烏丸東入
三條烏丸東入
新寺町五條下ル
柳馬場五條角
寺町高辻上ル
寺町萬壽寺下ル
油小路魚棚上ル
五條東洞院東入
松原東洞院角
三條寺町東入
御幸町高辻上ル
寺町松原下ル
東洞院綾小路下ル
六角御幸町西
七條烏丸東入

秋保鐵太郎
福井芳敏
廣瀬清太郎
大野彦三郎
岡本安兵衛
川村彌助
遠藤新兵衛
徳田常次郎
仁井田平壽郎
大西庄兵衛
中村勘六
田中竹次郎
七里米次郎
山田豊次郎
廣瀬富三郎

鞘町五條上ル
東洞院四條上ル
東洞院上珠數屋町下ル
油小路御前通下ル
新町五條上ル
烏丸四條下ル
東洞院五條下ル
寺町御池下ル
高辻新町西入
新町佛光寺上ル
東洞院魚棚上ル
柳馬場高辻下ル
鉄屋町綾小路下ル
御幸町高辻上ル
高辻五條下ル

七七
井保壽太郎
内藤竹次郎
齋木兵太郎
高樹市太郎
山岡駒藏
福井藤左衛門
山田津奈
山田秀次郎
岡本憲次郎
小森安兵衛
長谷川林吉
井上徳太郎
藤澤文治郎
中西末次郎
粟津恒七

室町武者小路上ル
油小路御前通下ル
万壽寺烏丸西入
三條衣棚突當リ
京極三條角
花屋町片原町西

中村延清
齋藤初太郎
高橋重次郎
西村長七
鳥居治兵衛
岡田虎次郎

馬町本町西入
三條大橋東入
寺町三條下ル
繩手三條下ル
三條富小路東入
丸太町日暮東入

七八
鈴木吉之助
古川三太郎
山田治兵衛
岡田定之
清水榮三郎
高木清助

大正十年三月五日印刷
大正十年三月十三日發行

(非賣品)

京都市上京區烏丸川上ル京都商業會議所内
發行所 京都扇子團扇同業組合事務所
京都市上京區押小路通千本東入式部町
編輯兼 夏原三朗
京都市上京區新町通三條北入町頭町
印刷人 池上才治郎
京都市上京區新町通三條北入町頭町
印刷所 改進堂印刷所

終